小平児童相談所が移転します

20. 2. 1

児童相談所と保健所との連携強化、既存庁舎の老朽化・狭 あい化への対応のため、小平児童相談所を移転します。

【移転日】2月12日(火)

【移転先】多摩小平保健所庁舎3階(小平市花小金井1-31 -24)

【電話番号】467・3711 (これまでと変更はありません) 【交通】 東久留米駅西口から西武バス「武蔵小金井駅」行 きで「青梅街道」下車、徒歩5分 西武新宿線花小金井駅か ら徒歩10分

詳しくは同相談所へ。

臨 時 職 員設「わかくさ学園」心身障害児通園施

【勤務時間】月曜~金曜日の

【雇用期間】4月4日~9月

勤務内容】保育補助

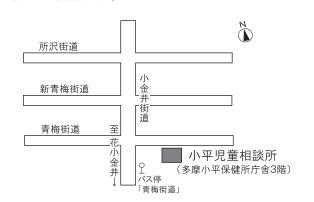
定します。

提出された履歴書は返却

しません。

詳しくは同園な475・7

ちゅうおう保育園、はくさん



認証保育所とは、 大都市特

い合わせください(下表参照) および家庭福祉員へ直接お問 /0・7745へ。 A 認 詳しくは保育課保育係なる 型証 ・保 B 育 型所

利用を希望する方は、各施設 質の一部を補助しています。

にも出掛けて伸び伸びと保育 散歩や外遊び **面に十分配慮し運営していま** 基準を満たし、 安全面や衛生 **倫祉員は、都または市の設置** 認証保育所や保育室、家庭

けています。

家

庭

福

祉

員

も身に付けられるように心掛

g。 また、都および市が運営

お預かりしています。 家庭的 放して3歳未満のお子さんを 豊富な方で、自宅の一部を開 な雰囲気の中で、 スキンシッ 教員の資格を持つ保育経験の 家庭福祉員とは、保育士や

育料を4月1日から下表の通 り改定します。19年度の税源 保育園利用者が負担する保 保育料を改

この答申を踏まえ、昨年第4

昨年11月に答申を得ました。

回市議会定例会において、

受けることになります。

所得税および地

社会福祉審議会」に諮り、

準に算定する保育料も影響を ました。前年分の課税額を基 方税の税率が大きく変更され を考慮して、 保育料月額基準 表の条件の見直しについて、 そこで市の厳しい財政状況

月から保育料を改定する条例

決されました。 時半。週3日程度 踏まえ、各世帯の前年分の所 おおむね午前9時半~午後2 万税の税制改正による影響を 案について審議が行われ、 【勤務場所】わかくさ学園 改正点は、所得税および地 可

【時給】930円。 交通費は 【募集人数】若干名

記入) を直接同園へ持参して までに、履歴書(市販のもの ください。書類選考の上、決 で可。写真添付。志望動機も 申し込みは2月15日 (金) す。 員の登録を随時募集していま 育士・臨時栄養士・臨時調理 病休等の代替としての臨時保 ト保育士と、産休・育休・ 市立保育園では、朝夕のパ

は午前7時~8時半と午後5 時~6時半(しんかわ保育園 卜保育士= 勤務時間 臨時調理員 保育士、臨時栄養士、 市立保育園パート・臨時

0.7745 非常 児 童勤 厚嘱 生託

は児童館における児童の保育 【雇用期間】4月1日~21年 【勤務内容】学童保育所また 旁書類を直接子育て支援課 一曜・日曜日を除く) に、応

0.77364

詳しくは同課児童係な47

援課 (市役所2階) へ持参し

(写真添付)を直接子育て支

申し込みは市販の履歴書

てください。

返却しません。 所1階) へ持参してください 真添付)を直接保育課 (市役 なお、登録制のため履歴書は 希望される方は、履歴書、写

与し、「 学童保

具格証明書の (写真添付)、

詳しくは同課保育係247 職員 員

ての考えや意見を原稿用紙で 育所・児童館の役割」 につい ,8日 (金) の午前8時半~ ◦00字以内にまとめた小論 -後5時 (正午~午後1時と 申し込みは2月1日(金)

費相当額は別途支給)

【賃金】時給930円(交通

(変則勤務あり)

(祝日を除く)、月75時間以内

【勤務時間等】月曜~土曜日

保育サービスの充実に努力し 70.77450 協力をお願いします。 育料を維持するよう階層区分 得が変わらなければ現行の保 ていきますので、ご理解とご ことの条件を見直しました。 詳しくは保育課管理係☎4 今後とも保育環境の整備と

以内 (変則勤務あり)

祝日を除く)、月128時間 【勤務時間等】 月曜~土曜日 6月31日(更新可)

保育園は午後7時まで)。賃金 午前8時半~午後5時。 は1時間当たり1050円 午前8時半~午後5時。賃金 は1時間当たり930円 午前8時半~午後5時。賃金 は1時間当たり1010円 は1時間当たり930円 いずれも有資格の方。 臨時栄養士= 勤務時間は 臨時保育士= 勤務時間は 臨時調理員= 勤務時間は

> 【賃金】時給1440円(交 【募集人数】8人程度

通費相当額は別途支給) 巾販履歴書 9するおおむね50歳以下の方 圏・小・中学校教諭の資格を 舩指導員または保育士、幼稚 【応募書類】 【応募資格】児童厚生一、二

の補助

ています。 は児童館における児童の保育

【勤務内容】学童保育所また 登録は、随時常時受け付け

0.77364 臨時職員 (登録制) 学童保育所·児童館 詳しくは同課児童係な47

2月18日(月)・19日(火)に ださい。郵送不可。書類選考後、 面接の上、決定します。 (市役所2階) へ持参してく

しながら、集団生活のルール ち一人ひとりの個性を大切に しています。また、子どもた できめ細やかな保育を特徴と の小規模な保育施設で、柔軟 が必要のないA型 (零歳~5 準に準じています。 2歳児)があります。 歳児) と必要なB型 (零歳で 保 保育室とは、定員30人未満 ては、就労証明・所得証明 育 入所に関 室

配置基準等は認可保育所の基

準を設けて認証した保育所で

人当たりの面積や職員

に応えるため、都が独自の基

有の多様な保育ニーズに柔軟

認証保育所・保育室・家庭福祉員一覧

 	;	名称・氏名	所在地・住所	電話番号	定員			
	認証保育所	東久留米プチ・ク レイシュ (A型)	東本町15 - 2 ブランシー ル第 3 東久留米 1 階	475 · 0770	30人			
		つくし共同保育園 (B型)	東本町8-10誠ビル1階	475 · 3353	17人			
	保育室	たんぽぽ保育園	金山町 2 - 10 - 20	471 · 7402	12人			
	家庭福祉員	浜名 紹代	学園町一丁目	423 • 7140	5人			
		髙山 蓉子	中央町一丁目	471 · 7426	5人			
		宮﨑 ミチ子	前沢二丁目	475 · 9587	5人			
		橋本 聖子	前沢三丁目	458 · 1477	4人			
		佐々木 真弓	浅間町三丁目	080 · 3127 · 5932	5人			
		相澤 美香	柳窪五丁目	476 • 2428	5人			
		滝澤 亜弓	中央町一丁目	457 · 8966	5人			
	(P. A.) (P							

保育対象年齢...認証保育所は零歳~就学前、保育室・家庭福祉員は零歳~2歳。

但容料日頞其淮 20年 4 日 1 日田左

		保育料月額基準	20年4月	1日現在
	階層 区分	条件	3歳以上児 金額(円)	3 歳未満児 金額 (円)
	Α	被保護世帯	0	0
	B 1	ひとり親世帯等で前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
	B 2	ひとり親世帯等を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	1 000	1 500
	C 1	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの世帯	2 200	3 500
	C 2	"市町村民税のうち所得割1万円未満の世帯	3 ,100	4 500
	C 3	"市町村民税のうち所得割1万円以上の世帯	3 900	5 500
	D 1	前年分の所得税課税額3千円未満の世帯	7 ,100	8 500
_	D 2	" 所得税課税額3千円以上1万円未満の世帯	9 700	11 ,100
般	D 3	" 所得税課税額1万円以上2万2千円未満の世帯	12 200	13 600
分	D 4	" 所得税課税額2万2千円以上4万5千円未満の世帯	14 <i>4</i> 00	16 ,100
徴	D 5	" 所得税課税額4万5千円以上6万2千円未満の世帯	16 300	20 200
	D 6	" 所得税課税額6万2千円以上7万7千円未満の世帯	18 500	23 ρ00
47	D 7	" 所得税課税額7万7千円以上9万円未満の世帯	19 900	25 800
金	D 8	" 所得税課税額9万円以上10万円未満の世帯	21 200	28 500
額	D 9	" 所得税課税額10万円以上12万円未満の世帯	22 800	30 500
	D10	" 所得税課税額12万円以上20万円未満の世帯	23 000	32 700
	D11	" 所得税課税額20万円以上27万円未満の世帯	23 300	36 200
	D12	" 所得税課税額27万円以上33万円未満の世帯	23 700	39 <i>4</i> 00
	D13	" 所得税課税額33万円以上40万円未満の世帯	24 ,100	41 400
	D14	" 所得税課税額40万円以上56万円未満の世帯	24 300	46 500
	D15	" 所得税課税額56万円以上73万円未満の世帯	24 900	49 900
	D16	" 所得税課税額73万円以上の世帯	25 300	52 600
	C 1	前年度分の固定資産税課税額4千円以上の世帯	一般分徴収金額の	
/+			C 2 階層と認定する	
付加		" 固定資産税課税額6千円以上の世帯	一般分徴収金額の	
徴収	C 3	" 固定資産税課税額8千円以上の世帯	C3階層と認定する	
金			一般分徴収金額の D 1 階層と認定する	
額			一般分徴収金額の	
	D 1	" 固定資産税課税額1万円以上の世帯	D2階層と認定する	
			1 11/12	

B・C階層は前年度分の市区町村民税を、D階層は前年分の所得税課税額を条件にしています 3歳未満児とは、法第24条第1項本文の規定による保育の実施がされた日の属する月の初日に おいて3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度途中で3歳に達した場合においても その年度中に限り3歳未満児とみなすものとする。なお、その児童がほかの保育所への保育の実 施の変更をした場合は、当該月の年齢とする。